

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 援助金
に関する覚書（昭和42年度）

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43554 |

昭42年度対沖繩技術援助計画

官長 人下長 ①
文書長 文書長

北米局長
参事官
北米課長

注記 総特第2310号
昭和42年6月22日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長

昭和42年度対沖繩技術援助計画(全体計画)疏政
案について(依頼)

標記について、日米琉技術委員会議長から同委員会日本政府代

表那覇日本政府南方連絡事務所長を經由して提案があつたので、

貴省関係の個別計画のリストを別添のとおり送付するから、検討

のうち専門家派遣、研修生の受入れの可否につき7月10日ま

で御回報をお願いします。

| | | | |
|----|---|---|---|
| 要処 | 渡 | 渡 | 渡 |
| 研究 | 至 | 至 | 至 |
| 英 | 河 | 内 | |
| 渡 | 吉 | 渡 | |
| 川 | 吉 | 山 | |
| 森 | 山 | 坂 | 元 |
| 新 | 川 | 岡 | 野 |
| 中 | 田 | | |
| 橋 | 本 | | |
| 黒 | 須 | | |



総 理 府

入 寮 願
昭和 年 月 日

財団法人
外務省精励会理事長 殿

現住所
所属課
官職(級号) (等級 号)
氏 名 (印)
年 月 日生

貴会宿舍の貸与を受けたいので申請いたします。宿舍の貸与を受けたときは、下欄記載の者が同居することを御承認下さい。宿舍の使用については、使用規程及び指示に反しないことを確約します。

1. 申請の理由
2. 同居者

| 氏名 | 生年月日 (年令) | 性別 | 本人と の続柄 | 職業 | 備考 |
|----|--------------|----|------------|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3. 保証人
申請者に対し宿舍が貸与されたときは、宿舍の使用に関する上記の申請者及び同居者の義務について、連帯して責任を負います。

現住所
所属課
官職(級号)
氏 名 (印)

昭和 年 月 日

外務大臣官房厚生管理官 殿

庶務主任 (印)

所属課
官職(等級) (行() 等級 号)
氏 名 (印)

誓 約 書

今般、寮に入寮を許可された上は、毎月の家賃はその月の俸給日に寮幹事までお届けいたします。万一滞納の場合は庶務主任において俸給よりこれを差引き、厚生管理官に支払うことに異存ありません。

昭和 年 月 日

財団法人 外務省精励会理事長 殿

所属課
官職(等級) (等級 号)
氏名

誓 約 書

私はこのたび 寮第 号室(住宅)へ
入寮許可を得ましたので入寮の上は寮使用規定
及び関係規則を遵守し特に下記条項を確認して
聊かも当局に御迷惑をかけないことをここに厳
粛に誓約いたします。

記

1. この寮は外務省職員に一時使用させる目的
のための施設であつて大正10年法律第50
号借家法の適用を受けるものではない。

2. 入寮期間中一定の使用料を毎月確実に支払
わなければならない。
3. 入寮者は居室(使用住宅)の転貸又は間貸
をなし若しくは許可なく第三者に同居をさせ
ることができない。
4. 入寮者の故意又は重大なる過失によつて居
室(使用住宅)又は付属設備を破壊、毀損若
しくは亡失した場合入居者はこの損害を弁償
しなければならない。
5. 入寮者の居室(使用住宅)の入替を要求せ
られた場合はこれを拒むことができない。
6. 当局の都合によつて立退きを要求された場
合並に退職、転属又はその他の理由によつて
外務省職員たる身分を喪失したときは6カ月
以内に必ず立退かなければならない。
7. この誓約の実行にあたり入寮者に事故ある
ときは保証人が本人に代わつて全責任を負わ
なければならない。

大書簿帳

北米局長

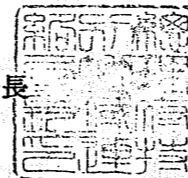
参事官
北米課長

総特第 2397 号
昭和 42 年 6 月 27 日

(加)

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



昭和 42 年度技術援助計画に基づく

研修生の受入れについて (依頼)

さきに昭和 42 年 6 月 22 日付総特第 2310 号をもつて検討を依頼した標記について、今般琉球政府総務局長から那覇日本政府南方連絡事務所長経由下記研修生の受入れにつき別添のとおり依頼があつたので、よろしくお取り計らい願います。

なお本件は、検討依頼中の計画案どおり実施したい旨の要望であるので、全体計画の確定に先立ち受入れ方依頼するものである。

記

- | | |
|----------|-------|
| 1. 研修生氏名 | 宮 城 進 |
| 2. 研修科目 | 翻 訳 |
| 3. 研修順位 | 5 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 要 | 英 | 河 | 内 |
| 理 | 吉 | 津 | 田 |
| 課 | 中 | 坂 | 元 |
| 長 | 川 | 崎 | 田 |
| | 中 | | |
| | 本 | | |
| | 須 | | |

42.7.3

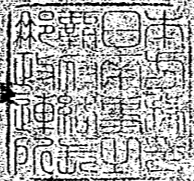
総 理 府

総南連第 1606 号

昭和 42年 6月 24日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



研修生受入れの依頼について

昭和 42年度技術援助計画による研修生受入れについて、琉球政府総務局長からの依頼により、関係書類を送付するもの。受入れについて、よろしくお願ひします。

記

| 1 研修順位 | 研修科目 | 研修生氏名 |
|--------|------|-------|
| 5 | 翻訳 | 宮城 進 |

2 送付する関係書類

- (1) 履歴書 2部
- (2) 診断書 1部
- (3)



(例文総第47号) 乙

公 研 第29517号

1967年6月20日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

琉球政府
総務局長 志村



日本政府対琉球技術援助による研修生について

昭和 42年度研修計画による第2部研修生を下記のとおり派遣したいと思ひますので、よろしくお取り計らいくださるよう、別紙関係書類を添えて依頼します。

副

| 順位 | 研修科目 | 氏名 |
|----|------|------|
| 5 | 翻訳 | 宮城 進 |
| | | |
| | | |

添付書類

- 履歴書 4部
- 健康診断書 1部



履 歴 書

写真が必要な場合は、この点線内にノリをつけてハリつけること
大きさは約45mm×45mm

| | | |
|------|------------------|------|
| ふりがな | みやぎ すずむ | 女 |
| 氏名 | 宮城 進 | 印 |
| 昭和 | 7年6月27日生(満才) | |
| 本籍 | 沖縄県国頭郡大宜味村字根路館97 | |
| ふりがな | なはしあさふるじま | 電話局 |
| 現住所 | 那覇市字古島 349番地の1 | ()番 |

一 学 歴

| 年 月 日 | 事 項 | 官 庁 |
|------------|------------------|-----|
| 1946年6月6日 | 辺土名高等学校入学 | |
| 1949年3月19日 | 同 校 卒 業 | |
| 1949年6月6日 | 沖縄外国語学校中等教員養成科入学 | |
| 1950年3月15日 | 同 校 卒 業 | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |

一 経 歴

| 年 月 日 | 事 項 | 官 庁 |
|------------|---------------------|-------|
| 1950年3月31日 | 英語科教官に任する | |
| 年 月 日 | 4号職に補する | |
| 年 月 日 | 月俸920円を給する | 沖縄民政府 |
| 年 月 日 | 大宜味村塩屋中学校勤務を命ずる | |
| 1953年2月28日 | 願により退職 | |
| 1953年2月28日 | 商工局臨時業務部臨時雇用職員として勤務 | |
| 1953年12月1日 | 翻訳官に任する | |
| 年 月 日 | 7級1号俸を給する | |
| 年 月 日 | 援助物資管理所勤務を命ずる | 琉球政府 |
| 1954年9月 | 経済局庶務課勤務 | |

| 年 月 日 | 事 項 | 官 庁 |
|------------|--|------|
| 1960年7月11日 | 経済局貿易課勤務を命ずる | |
| 年 月 日 | 職務の級9級1号給を給する | |
| 1961年7月1日 | 職務の級行政職(一)4等級17号給を給する (定期昇給及び給与改訂) | |
| 1962年4月1日 | 職務の級行政職(一)4等級18号給を給する(定期昇給) | |
| 1963年7月1日 | 職務の級行政職(一)4等級19号給を給する() | |
| 1963年10月1日 | 職務の級行政職(一)4等級20号給を給する() | |
| 1964年7月1日 | 職務の級行政職(一)4等級21号給を給する() | |
| 1965年4月1日 | 職務の級行政職(一)4等級22号給を給する() | |
| 1965年9月1日 | 3級港湾業務職(那覇商港港務所施設管理課)に転任させる | 行政主席 |
| 年 月 日 | 職務の等級行政職(二)3等級22号給を給する | |
| 1965年8月1日 | 琉球政府行政組織法及び建設運輸局組織規則改正により建設運輸局那覇商港港務所施設管理課は通商産業局運輸部那覇商港港務所施設管理課となる | |
| 1966年1月1日 | 職務の等級行政職(二)3等級23号給を給する (定期昇給) | 行政主席 |
| 1966年1月17日 | 2級翻訳官(総務局渉外広報部文書課翻訳官)に昇任させる | |
| 年 月 日 | 職務の等級行政職(二)2等級7号給を給する | |
| 1966年10月1日 | 職務の等級行政職(二)2等級8号給を給する (定期昇給) | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |

診 断 書

| | | | |
|--|--|--------------|-------------------|
| 現住所 | 那覇市古島349-1 | | |
| 氏名 | 山城 進 | 生年月日 | 57年6月27日生 満35才 |
| 検診の種類 | <input type="checkbox"/> 定例 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 採用 | 検診年月日 | 1967.6.5 |
| 科名 | 所見 | | |
| 内科 | 一般 | 異常なし | |
| | X線 検たん | No.1317 異常なし | |
| 外科 | 異常なし | | |
| 眼科 | 異常なし | | |
| その他 | 異常なし | | |
| <input type="checkbox"/> 要入院(年月日) <input type="checkbox"/> 要家養(年月日) <input type="checkbox"/> 要注意(年月日) <input checked="" type="checkbox"/> 採用の適否(適否) | | | |
| 上記のとおり診断致しました。 67年6月5日 那覇市美栄橋41015 保健所 那覇保健所 医官 2場 勲 | | | |



官房長 丸
 官房書記 櫻 書課 櫻
 法規課長
 北米局長 長
 参事官 長
 北米課長 長
 47.6.30
 米世

昭和42年度対沖縄技術援助計画にお
 ける翻訳研修生の受入要請について

標記の件は南米総領事府特許局長等北米局長
 からの公信判決のとり送付です。

本件研修生派遣計画は去る3月1日、沖縄以南
 米日半協定委員会に合意の上、総額103億円余
 の日本政府対沖縄援助金による技術援助計画の一
 環として、琉球政府より本土南米找肉の研修
 生を派遣することである。

本件研修生の受入については上述のとおり、
 対沖縄日本政府援助金より全額を賚りまかすの
 GA-5 外務省

42年度に於ける入国と在留の
 費用の負担を課せらるるものではなく、又、各省の
 入国と要請を以て、研修生候補者（定域
 進出、昭和7年生、中学校英語教師等を以て、現
 在、琉球政府公務員、翻訳専門職）は、研修中
 も琉球政府公務員の身分を経て、委託研修生と
 しての身分で派遣されることとなり、各省の受入
 の可能な通関により、何時でも去来すべき態
 勢にあるものである。
 本件に關し、北米局としては、日琉行政の一化
 化、琉球政府の行政能力の向上の観点から、
 上記研修生を受入れることと致し、
 以下、別添中外語大翻訳者養成コース
 に関する件、総務課の調査の結果、改定存在（理由）

理事

各省も同様審査のあり、
 短期間とあり、例外的に受入可
 しいと思わす。

専任理事



外務省 特別会 理事長 殿
 42.7.6.
 北米課長 付
 昭和42年度対冲縄援助計画に
 係る 翻訳業務研修生受入に
 ついて
 今般 昭和42年度対冲縄援助計画の一環と
 して、琉球政府翻訳担当一人（昭和7年生、単
 身赴任）を各省に於いて、本年7月8日12月まで
 研修せしめんとす（別添参照）
 又、本件担当官庁より、総務課より、ご支度し、
 同人の研修期間中、外務省管舎に宿泊せしめ、
 し、旨の依頼が来り、
 同人は、琉球政府職員としての身分を以て、研修

総務課 担当
 事務官 担当
 並 2000
 1000
 小 500
 5-600
 600
 20,400
 20,400

に送事するの便利、外務省取受ではありませんが、本件研修の趣旨にもかんがみ、特に外務省宿舎（猿身寮）に入手しうるとし、併せて、併依頼申上げます。

GA-6

外務省

○ 在米 特選と華籍の...
併合せよ。

| タイプ指示 | 発信用 | 執務用 | 計 |
|-------|-----|-----|---|
| 主 信 | / | / | 2 |
| 付 | | | |
| 戻 | | | |

昭和42年7月14日
発信 北 タイプ 北米局 規

文書課長 公 信 案)

公 信 米 北 第 500 号 公 信 昭 和 4 2 年 7 月 13 日 日 付

大 夫 閣 下 主 管 北 米 局 長

政 務 次 官 参 事 官

専 務 次 官 参 事 官

官 房 長 主任 北 米 課 長

起 案 昭 和 4 2 年 7 月 7 日

起 案 姓 名 電 話 番 号 672

官 房 総 務 官 入 事 課 長

官 房 書 記 官 文 書 課 長 法 規 課 長

受 信 者 総 理 府 特 別 地 域 連 絡 所 長

発 信 者 北 米 局 長

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

件 名 昭 和 4 2 年 度 冲 縄 技 術 援 助 計 画 (全 年 計 画) 現 政 策 に つ い て (回 報)

GA-2

外務省

回覧番号 期 1844

13 246

米北第500号

昭和42年7月13日

総理府特別地域連絡局長殿

外務省北米局長

昭和42年度沖繩技術援助計画
(全線計画)施政案について(附録)

6月22日付貴信総特中2310号を以て

右申致し、日米琉技術委員会議長から

同委員会日本政府代表即覇南方連絡事務

所長を經由し提案がなされ、当省関係

所修制を輸入し、当省に先

送る所である。

